平成２３年（フ）第３３４号
大津市千町２丁目10番18号
債務者　宇野　綾子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３７号
滋賀県湖南市三雲635番地３
債務者　平田　勝己
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３８号
滋賀県湖南市三雲635番地３
債務者　平田　貞子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４０号
滋賀県守山市二町町215番地３　ＴＯＲＵＭ　ＡＲＩＮ204号
債務者　武永　純子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９２号
滋賀県彦根市西今町305番地１　105号、前住所滋賀県彦根市安清東町95番地　301号
債務者　徳永　武男
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９２６号
広島市佐伯区利松１丁目５番17号　103
債務者　植梶　　拓
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４９号
広島県東広島市八本松東３丁目32番８号　ブリアンテ内藤507号
債務者　小川　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３号
山口県下関市長崎町１丁目３番13号、前住所山口県下関市綾羅木新町４丁目２番１号
債務者　松岡　昭徳
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
山口県下関市長崎町１丁目３番13号、前住所山口県下関市綾羅木新町４丁目２番１号
債務者　松岡キヨヱ
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
愛媛県松山市立花３丁目10番19号　林アパート201号
債務者　山形　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
福岡県久留米市草野町草野250番地７
債務者　井上　大右
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８０号
福岡県田川郡大任町大字大行事3700番地１、前住所福岡県田川郡大任町大字大行事1232番地１
債務者　永原沙耶香（旧姓末廣・渡辺）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８３号
福岡県田川郡香春町大字中津原1828番地２
債務者　北村　文義
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８４号
福岡県田川郡糸田町1304番地
債務者　谷口　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８７号
福岡県田川郡川崎町大字田原1671番地の１
債務者　向井　昭二
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７８号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字清水133番地
債務者　齋藤　　歩
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１７８号
長野市大字徳間3232番地
債務者　柄澤　性子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係